

輪之内町 学校教育の情報化プラン  
【2024 年度～2028 年度】

輪之内町教育委員会

2024 年 3 月

# 目次

第1章	学校を取り巻く ICT 化の状況	1
1.	国の動向	1
(1)	現行の学習指導要領より	1
(2)	「2018 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針について(通知)」より	2
(3)	第4 期教育振興基本計画より	2
(4)	第4 次岐阜県教育振興基本計画[2024 年度～2028 年度]より	4
2.	輪之内町の現状と今後の方向性	5
(1)	輪之内町の情報教育の変遷	5
(2)	他の市町と比較した輪之内町における ICT 機器整備状況	5
(3)	輪之内町における情報機器等の環境	9
(4)	今後の方向性	10
第2章	教育の情報化に向けた基本的な構え	10
1.	基本目標	10
2.	計画の位置づけ	11
3.	計画の期間等	11
第3章	学校における ICT 化推進の基本方針	11
1.	基本方針とその推進目標及びその達成に向けた取組方策	11
2.	将来 Society5.0 時代を生きていく子どもたちに「生きる力」につながる確かな学力の育成	11
3.	体系的な情報教育の推進	11
4.	教員の ICT を活用した指導力や授業力を高めるための支援体制の充実	12
5.	校務の情報化を通じた個人情報の確かな管理と校務の負担軽減	12
第4章	計画の推進体制等	12
1.	情報化推進のための組織	12
2.	ICT 支援員による支援体制の整備	13
3.	プログラミング教育の推進体制	13
4.	情報モラル教育の充実	13
5.	ICT 環境整備計画	14

# 第1章 学校を取り巻く ICT 化の状況

## 1. 国の動向

現行の学習指導要領で示されているとおり、次代を担う児童生徒にとって「情報活用能力」は、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に、全ての学習の基盤となる資質・能力です。こうした資質・能力を児童生徒に身に付けさせるために、ICT 環境整備が必要となります。

第4期教育振興基本計画（2023年～2027年）において、「2018年度以降の学校における ICT 環境の整備方針」に基づき、学習者用コンピュータや大型掲示装置、無線 LAN の整備など、各地方公共団体による計画的な学校の ICT 環境の加速化を図ることが明記されました。

また、教育の ICT 化に向けた環境整備5か年計画（2018年～2022年）に基づき、単年度 1,805 億円の地方財政措置が講じられています。（計画は2か年延長され 2024 年まで）

### (1) 現行の学習指導要領より

平成29年3月に公表された次期学習指導要領（小学校：令和2年度全面実施、中学校：令和3年度全面実施）では、教育の情報化について以下のように示されています。

#### 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

- (1) 各学校においては、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

（小学校学習指導要領 19 頁・中学校学習指導要領 21 頁：2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成）

- (3) 第2の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

あわせて、各教科等の特質に応じて、次の学習活動を計画的に実施すること。

- (ア) 児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動  
(イ) 児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動

（小学校学習指導要領 22 頁：第3 教育課程の実施と学習評価より）

#### 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

- (3) 第2の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

（中学校学習指導要領 24 頁：第3 教育課程の実施と学習評価より）

このように現行の学習指導要領では、情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能

力」と位置付けています。そして情報活用能力を育成していくために、学校の ICT 環境整備と ICT を活用した学習活動の充実に配慮することが示されています。

(2) 「2018 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針について(通知)」より

(2017 年 12 月 26 日 文部科学省策定 (以下「整備方針」という))

「整備方針」を踏まえて、「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 年計画 (2018～2022 年度)」が策定されましたが、計画期間が 2 年延長となっています。本整備方針では、これからの学習活動を支える ICT 環境について以下のように示されています。

ICT 機器	整備対象 (教室等)	対象学校種
○ 大型提示装置 (電子黒板)	普通教室+特別教室	全校種
○ 実物投影装置	普通教室+特別教室	小・特支学校
○ 学習者用コンピュータ	3 クラスに 1 クラス分程度	全校種
○ 指導者用コンピュータ	授業を担当する教員一人に 1 台	
○ 学習用ツール※	学習者及び指導者用コンピュータの台数分	
○ 無線 LAN	普通教室+特別教室	
○ 校務用コンピュータ	教員 1 人 1 台	
○ 学習者用コンピュータ (予備用)	故障・不具合に備えた複数の予備機の配備	
○ 有線 LAN	コンピュータ教室、職員室及び保健室等への有線 LAN 環境の整備	
○ 学習用サーバー	学校ごとに 1 台	
○ 校務用サーバー	学校の設置者 (教育委員会) ごとに 1 台の整備	
○ ソフトウェア	統合型校務支援システムの整備 セキュリティソフトの整備	
○ 超高速インターネット接続	学校	
○ ICT 支援員	配置	
○ 充電保管庫	学習者用コンピュータの充電・保管用	

※ ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通に必要なソフトウェア ～「整備方針」より～

(3) 第 4 期教育振興基本計画より

(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)

<p>目標 1 1 教育 DX の推進・デジタル人材の育成</p> <p>【基本施策】</p> <p>○ 1 人 1 台端末の活用</p> <p>・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、教育の質を向上させていくため、EdTech も含む、1 人 1 台端末を用いた効果的な実践例の創出・横展開、デジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用の促進、ICT 支援員の配置の充実など、ICT の活用の日常化に向けて国策として GIGA スク</p>
--

ール構想を強力に推進する。

- ・対面指導の重要性や、児童生徒等の発達の段階にも留意しつつ、遠隔・オンライン教育を有効に活用した取組を推進する。

#### ○児童生徒の情報活用能力の育成

- ・学習指導要領において学習の基盤となる資質・能力として位置付けられた情報活用能力（情報モラルを含む。以下同じ。）育成のために、GIGA スクール構想によって整備された端末の利活用の日常化を促進するとともに、EdTech をはじめとした教育産業の力も活用しつつ、優れた事例の創出を図る。その際、特に、情報技術を活用した問題の発見・解決の方法や、情報化が社会の中で果たす役割や影響、情報技術に関する制度・マナー、個人が果たす役割や責任、情報の真偽を吟味する力、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力、問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力、情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けさせることを重視するとともに、動画教材などコンテンツの充実を図り、学校だけではなく、自分自身でも学ぶことができる環境を構築する。

#### ○教師の指導力向上

- ・情報活用能力育成のために、ICT の活用事例提供、小学校から高等学校までのプログラミング教育の充実に向けた研修、情報活用能力調査の結果公表など総合的に推進し、教師の指導力向上を図る。また、情報モラル教育の充実を図るためにコンテンツの拡充や最新の情報提供などの取組を行う。

#### ○校務 DX の推進

- ・教職員が場所を選ばず校務を処理できる環境の普及による教職員の負担軽減・働きやすさの向上や、校務系・学習系・行政系データの連携・分析・利活用による学習指導・学校経営の高度化・効率化等を目指し、域内の市町村と連携した都道府県や、政令指定都市による次世代の校務デジタル化（校務系・学習系ネットワークの統合やクラウドを活用した校務処理等）のモデルケースを創出し、全国レベルでの効果的かつ効率的なシステムの入替えを促進する。
- ・各学校におけるマイナンバーカードの活用に関し、有効活用方策に関するガイドブックの作成・周知などを行い、希望する学校等における活用が実現されるようにする。

#### ○教育データの標準化

- ・教育データの利活用ニーズが高まる中、教育データを相互に交換、蓄積、分析が可能となるように相互運用性や流通性を確保するために、教育データの意味や定義をそろえる標準化が進められている。更なる取組の加速とともに、地方公共団体や学校、事業者等に対して、標準化の意義についての理解促進を図る。また、データ標準に基づく教材等の実装が進むように活用を促進する。

#### ○基盤的ツールの開発・活用

- ・全国の学校等で問題等の相互利活用や共通の知見の共有を図るため、全国的・公共的な基盤的ツールの整備を進める。現在、学校や家庭においてオンライン上で学習やアセスメントができる「文部科学省 CBT システム（MEXCBT：メクビット）」の活用が進んでおり、普段使いや全国・地方の学力調

査等における幅広い活用を一層推進する。また、文部科学省が学校等に対して行う業務調査は、学校等が回答したアンケート調査結果の自動集約が可能となる「文部科学省 WEB 調査システム (EduSurvey)」で基本的にも実施する。

○教育データ分析・利活用及び先端技術の利活用

- ・教育データを効果的に利活用することで、学校における個別最適な学びの実現や、困難を抱える児童生徒の早期発見が可能となるのに加え、迅速で適切な政策立案や学習モデルの質的な変革等の新たな価値の創出が期待される。このため、各学校で共通で必要となるデータセットや、分析のフォーマットの策定等の方策を強力に進めていくとともに、学校等において教職員や児童生徒が教育データを利活用するための支援を行う。また、データの利活用の前提として、個人情報の適正な取扱いを確保しながら安全・安心に利活用ができるルール等を整備する。さらに、学校が抱える教育課題解決に向けた、センシング、メタバース・AR・VR、AI といった先端技術の利活用を促進する。

(4) 第4次岐阜県教育振興基本計画[2024年度～2028年度]より

2024年3月に示された第4次岐阜県教育振興基本計画[2024年度～2028年度]の施策に、「ICTを利活用できる力の育成」が掲げられています。

【主な取組】

①ICTの積極的な活用による資質・能力の育成と授業改善

- ・各学校において、生成AI等の新技術やICTを効果的に活用できるよう、学校に対する指導・支援の充実を図ります。

②確かな学力を育成するための個の学習状況に応じたきめ細かな指導の充実

- ・算数の学力を伸ばすため、「教科学習Webシステム」の更なる利用促進を図り、個の学びに応じた学習を進めます。そのために、コンテンツの拡充や個別の学習支援を提供できるシステムの充実に一層取り組みます。

③義務教育段階における学習者用デジタル教科書を活用した指導の充実

- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に資するよう、学習者用デジタル教科書をより一層効果的に活用した学習活動の充実を図ります。

④ICTや多様なメディアの積極的な活用による情報活用能力と論理的思考力の育成

- ・小・中・高等学校の段階に応じたプログラミング教育\*を推進し、「プログラミング的思考」を育みます。

⑤ICTの環境整備と活用の推進

- ・岐阜県GIGAスクール推進協議会を開催し、1人1台端末の整備や活用に係る情報及び事例を共有します。

⑥インターネットの安全・安心利用に関する情報モラル教育等の充実

- ・児童生徒がインターネットを安全に安心して利用できる環境を整備するため、情報モラルに関する教職員研修を実施するとともに、青少年関係者、保護者に向けた研修会への講師派遣や出前講座などの啓発活動を行います。
- ・インターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、ネット依存に陥りやすい傾向等、最新のネットトラブルの現状に対応できるよう、情報モラル教育を推進するため

の指導者を育成するとともに、全ての教職員があらゆる教育活動を通して適切に情報モラル教育ができるように推進します。

#### ⑦教職員の ICT 活用指導力の向上

- ・ICT を効果的に活用するための教職員研修を実施します。

以上のことを踏まえて、ICT 環境整備を進めていく必要があります。

## 2. 輪之内町の現状と今後の方向性

### (1) 輪之内町の情報教育の変遷

輪之内町では、昭和63年度に、全国に先駆けてコンピュータを導入し、平成2年度から本格的に情報教育をスタートさせました。児童生徒のスキルアップ、教職員のリテラシー、情報機器環境整備を目的とし、町教育委員会に「情報研修室」を設け、「情報教育専任指導主事」を置き、町情報教育の推進を進めてきました。

小中一貫した情報教育を進め、「輪之内町情報教育推進事業」をもとにスキルアップや情報活用能力の育成を成長段階にあわせて計画的に進めています。未来に活躍する子どもたちを育てようとしています。

令和5年度から令和7年度においては、「輪之内町第12次情報教育推進事業」のもと、「協働的な学び」と「個別最適な学び」の実現を目指した日常的な1人1台端末の活用を進めています。

### (2) 他の市町と比較した輪之内町における ICT 機器整備状況

岐阜県の「教育の情報化の実態に係る主な指標」から見た、輪之内町の実態については、次の通りです。

教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数については、県平均が0.8人/台、全国平均が0.9人/台に対して輪之内町は0.9人/台で、児童生徒一人当たりが使うことができる台数は、県・全国平均並みです。

普通教室の無線LAN整備率については、県平均が98.7%、全国平均が97.8%に対して輪之内町は100%となっています。前回の本プラン策定時のデータ（平成29年）でも輪之内町は100%でしたので、県や国と比較して早い段階から無線LANを整備してきたことが分かります。

インターネット接続状況（100Mbps以上）については、全国平均が98.0%に対して、県平均・輪之内町とも100%となっています。

普通教室の大型提示装置整備率については、県平均が90.9%、全国平均が88.6%に対して輪之内町は100%となっています。

統合型校務支援システムは、輪之内町では既に平成29年度に導入し、職員の業務軽減を図ってきました。令和5年度からは、県内統一の統合型校務支援システムに移行しています。

輪之内町の教育用コンピュータ及びネットワーク環境の整備率等は、県内、全国と比較しても、高いことが分かります。

指標（全学校種）	輪之内町	岐阜県 平均値	全国 平均値
教育用コンピュータ 1台当たりの児童生徒数	0.9人/台	0.8人/台	0.9人/台
無線LANまたは移動通信 システム（LTE等）により インターネット接続を行う 普通教室の割合	100%	98.7%	97.8%
インターネット接続状況 （100Mbps以上）	100%	100%	98.0%
普通教室の 大型提示装置整備率	100%	90.4%	88.6%
統合型校務支援 システム整備率	100%	94.9%	86.8%

「令和4年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査」より

# 教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数

[岐阜県内自治体]

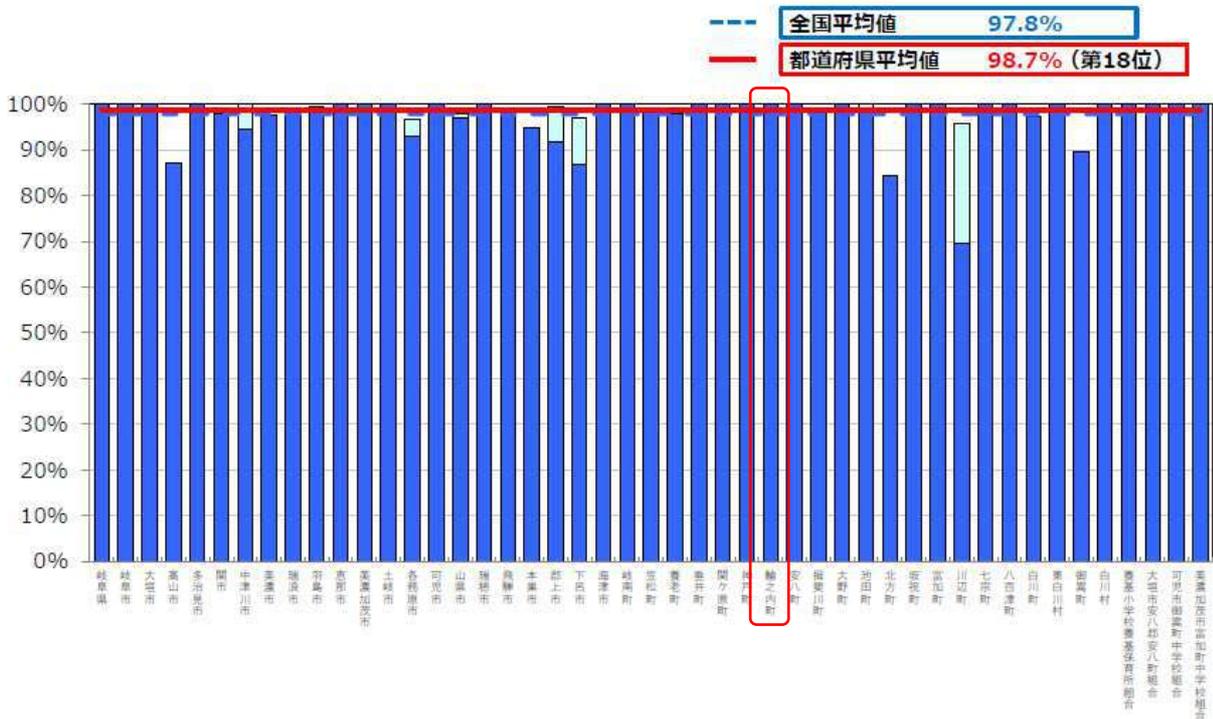


※「教育用コンピュータ」とは、主として教育用に利用しているコンピュータのことをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。  
 ※「教育用コンピュータ」は指導者用と学習者用の両方を含む。  
 ※「教育用コンピュータ」はタブレット型コンピュータのほか、コンピュータ教室等に整備されているコンピュータを含む。

□ 前年度調査からの増加分

# 無線LANまたは移動通信システム(LTE等)によりインターネット接続を行う普通教室の割合

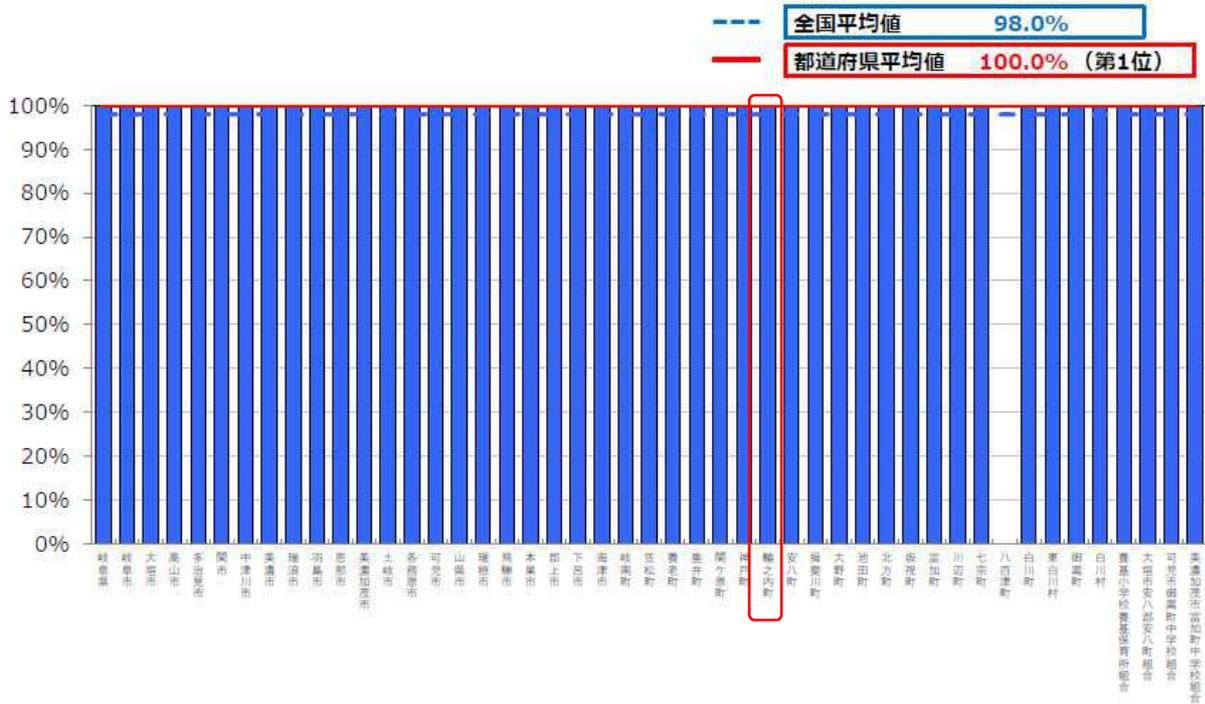
[岐阜県内自治体]



※ 普通教室において、無線LAN整備済の教室数及び移動通信システム(LTE等)のみでインターネット接続を行う教室数の総数を、普通教室の総数で除して算出した値。

□ 前年度調査からの増加分

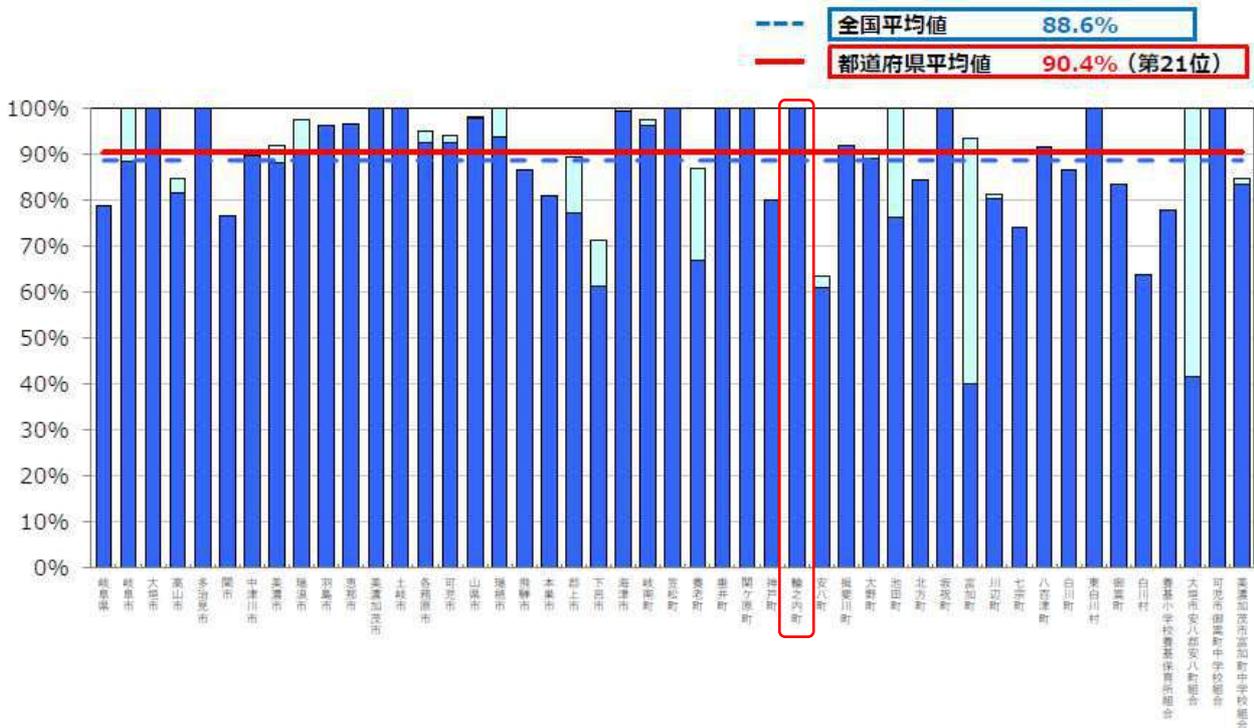
## インターネット接続状況（通信速度：100Mbps以上）〔岐阜県内自治体〕



※ここでいう「インターネット接続状況(通信速度:100Mbps以上)」は、インターネット接続(100Mbps以上)を整備している学校の総数を、学校の総数からLTE等を用いて主として教育用に使用している学校を除いた数で除して算出した割合である。  
 ※ここでいう通信速度は、理論上の下り最大値である。

□ 前年度調査からの増加分

## 普通教室の大型提示装置整備率〔岐阜県内自治体〕

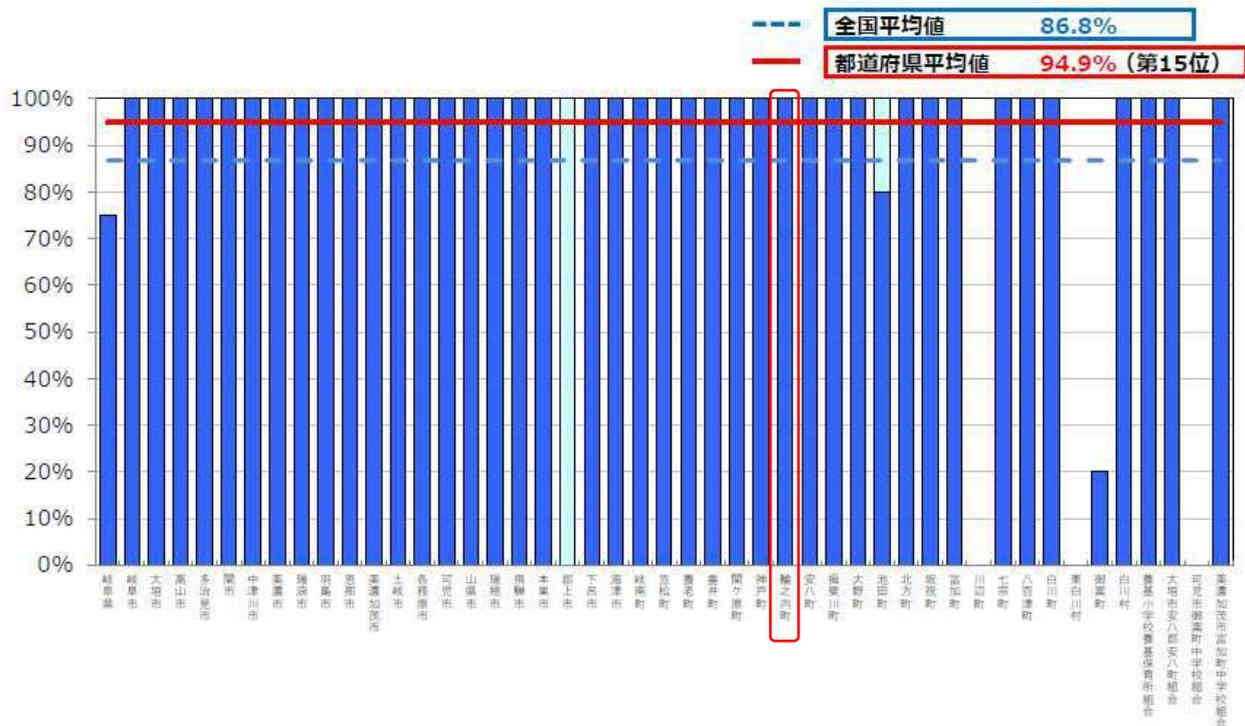


※「大型提示装置」とは、プロジェクタ、デジタルテレビ、電子黒板のことをいう。  
 ※平成31年3月からは、大型提示装置の整備率を調査している。普通教室の大型提示装置整備率は、大型提示装置を設置している普通教室数の総数を普通教室数で除して算出した値である。(平成30年度新規調査項目)

□ 前年度調査からの増加分

# 統合型校務支援システム整備率

[岐阜県内自治体]



※「統合型校務支援システム」とは、教務系(成績処理、出欠管理、時数管理等)、保健系(健康診断票、保健室未室管理等)、学籍系(指導要録等)、学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう。教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。  
 ※統合型校務支援システム整備率は、統合型校務支援システムを整備している学校の総数を学校の総数で除して算出した値である。

「令和4年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査」より

(3) 輪之内町における情報機器等の環境

① 国の指標と輪之内町の整備状況比較

2018年度以降の学校における ICT 環境の整備方針で目標とされている水準と輪之内町の現状

	国の指標	輪之内町の現状	充足度
○学習者用コンピュータ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3クラスに1クラス分程度整備（可動式 PC）</li> <li>1日に1コマ程度、児童生徒が1人1台環境で学習できる環境の実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度に1人1台の端末整備完了。</li> <li>・令和7年度に、県の補助金を利用して児童生徒用 iPad を754台導入予定。</li> </ul>	◎
○指導者用コンピュータ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業を担当する教師1人1台</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者用タブレット 1人1台（非常勤講師など、一部の教員は共用）</li> <li>・令和7年度中に教師用 iPad を追加予定。</li> <li>・校務用 PC 1人1台（Windows10のため、令和7年度に更新予定）</li> </ul>	◎
○大型提示装置(プロジェクター・電子黒板等)及び実物投影機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・100%整備</li> <li>・各普通教室1台</li> <li>・特別教室用として6台</li> </ul> <p>(実物投影機は整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校：各普通教室1台</li> <li>・小学校：特別教室各1台</li> <li>・中学校：特別教室3台</li> </ul>	△
○超高速インターネット及び無線LAN	<ul style="list-style-type: none"> <li>・100%整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1Gbpsの超高速回線（校舎内部に配線した有線LAN）</li> <li>・無線LANは300Mbps</li> <li>令和6年度に更新予定</li> </ul>	◎
○統合型校務支援システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・100%整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校務支援システム全校導入済</li> <li>・令和8年9月にシステム更新予定</li> </ul>	◎
○ICT支援員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4校に1人配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内4校兼務で1名配置済み</li> </ul>	◎
○その他の整備	<p>学習用ツール(※)、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバー、校務用サーバー、セキュリティに関するソフトウェア等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SKYMENU導入済（学習者用1人1台端末および指導者用タブレット）</li> <li>・Google Workspace for Education 導入済み</li> <li>・ロイロノート試験導入予定</li> <li>・充電保管庫設置済み（各学級1基）</li> <li>・学習用及び校務用サーバー導入済</li> <li>・セキュリティ対策ソフト導入済</li> </ul>	◎

※ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通に必要なソフトウェア

## ② ネットワーク環境

輪之内町のネットワーク回線は、授業系と校務系の 2 つのネットワークを利用してきました。輪之内町セキュリティ方針に基づく個人情報保護の観点から、当面は校務系と授業系の 2 つのネットワークで運営を進めていきます。

## ③ 校務支援システム

校務支援システムでは、小・中学校の文書配付・提出や掲示板による連絡だけでなく、児童生徒の名簿や成績管理、出席簿、通知表、指導要録等の文書作成が可能になり、業務の効率化が図られてきました。また、現在のシステムは県内統一のシステムのため、中学校から高校への調査書を WEB 上で送信することもできます。

## ④ 輪之内町小中学校連絡メールシステム「スマート連絡帳」

輪之内町では、保護者を対象に、不審者情報や学校行事の連絡等をメールで連絡している。令和 5 年 4 月より、新配信システム「スマート連絡帳」に移行を行いました。これにより、新しいシステムでは、保護者から欠席連絡を行うことで朝の電話対応の時間が削減される、配付物をペーパーレス化することで印刷や配付の負担が軽減されるなどのメリットがあります。

## (4) 今後の方向性

これまで、輪之内町では学校の ICT 機器等の導入を計画的に行ってきましたが、近年の技術革新による ICT 環境の劇的な変化、町の財政状況、推進体制の構築など様々な要因により、学校を取り巻く ICT 環境の整備には多くの課題も残されています。

今後、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習等、積極的な ICT 活用が必須となってくることから、児童生徒用タブレットや、校務用パソコン、指導者用タブレットやネットワークの計画的な更新を行ったり、インターネット接続回線の複線化によりさらに高速化を図ったりして、効果的で効率的な環境整備を推進していきます。また、フルクラウド化に向けてゼロトラストネットワークの導入についても検討するとともに、教育情報セキュリティポリシーや生成 AI 利用ポリシーの見直し、策定を進めます。さらに、現在 1 名配置されている ICT 支援員が各学校を巡回し、情報機器の管理や環境の整備、ICT を活用する授業の支援などを行っていきます。

## 第 2 章 教育の情報化に向けた基本的な構え

### 1. 基本目標

「1-(1) 現行の学習指導要領より」、「1-(2) 「2018 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針」より」、「1-(3) 第 4 期教育振興基本計画より」「1-(4) 第 4 次岐阜県教育振興基本計画より」「2. 輪之内町の現状と今後の方向性」を踏まえ、輪之内町の教育の情報化における基本目標（輪之内町がめざす ICT 教育）を以下のとおり定めるものとします。

ICT を効果的に活用し、「協働的な学び」や「個別最適な学び」の一層の充実を図り、子どもたちが主体的・対話的で深い学びができる授業づくりに努める。また、児童生徒が 1 人 1 台端末を有効活用して情報を収集・分析して課題を解決したり、発信したりしながら学びを進めていくことで、問題解決能力やコミュニケーション能力を育む。

## 2. 計画の位置づけ

輪之内町教育大綱及び教育振興基本計画（令和3年3月改訂）では、「ICT環境の整備・充実と利活用の推進」を重点的に取り組む施策としており、実施項目として、「学校のICT環境整備の推進」「情報活用能力の育成」「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善」「ICTを活用した業務負担軽減による教職員の働き方改革の推進」の4点を挙げています。

また、現行の学習指導要領や第4次岐阜県教育振興基本計画に対応するよう、ICTを効果的に活用した指導方法等を確立するとともに、授業の実践研究に取り組む必要があります。

本計画は、学校ICT環境の整備における、これまでの継続した課題や今後の教育環境の変化等に対応し、教育の方向性を示すため「輪之内町 学校教育の情報化プラン【2024年度～2028年度】」を策定します。

## 3. 計画の期間等

本計画の期間は、2024年度から2028年度までの5年間とします。

なお、社会情勢や教育を取り巻く環境の変化等により必要に応じて見直しを行い、計画の実効性を確保していきます。

## 第3章 学校におけるICT化推進の基本方針

### 1. 基本方針とその推進目標及びその達成に向けた取組方策

輪之内町では、次に示す基本方針に沿った具体的な推進目標として、以下のとおり計画期間中における目標を設定するとともに、その達成に向けた取組を推進します。毎年見直しを行うとともに、実態等に応じて修正を図ります。

### 2. 将来 Society5.0 時代を生きていく子どもたちに「生きる力」につながる確かな学力の育成

ICT機器を普段の授業の中で効果的に活用することで、輪之内町の児童生徒の実態で明らかになった課題である「授業で学んだことをより発展的に学び、深めたり確かにしたりすることや、自分の意見を分かりやすく仲間に伝えること」ができる児童生徒を育てていきます。

- ◎ 主体的・対話的で深い学びを効果的に進める道具として、ICT機器を積極的に活用していきます。
- ◎ ICT機器をより効果的に活用していくために、積極的に授業実践の公開を推進します。
- ◎ ICT機器をどの場面で活用すると効果的かを考え毎時間1回以上は活用し、児童生徒の学習意欲や学びが高まるように努めます。

### 3. 体系的な情報教育の推進

輪之内町としての体系化を図り、共通実践によって子どもたちの情報活用能力を高めます。

- ◎ 各教科及び総合的な学習の時間等、学習活動の中に情報教育の内容を位置付け、情報活用能力を育成します。そのために、各教科等の指導計画の見直しを図ったり、町教委訪問や研究実践発表会、校内研修の指導案にICT機器を活用する場面を位置付けたりします。
- ◎ 2020年度から小学校において必修化されたプログラミング教育の充実を図っていきます。教科の授業への位置づけとともに、総合的な学習の時間に各種教材を使ったプログラミングの基礎的な技能を習得できるよう指導します。また、ICT担当主任指導主事やICT支援員が講師とな

ってプログラミング研修会を行うことで、教師のスキルアップを図ります。

- ◎ 平成29年6月に採択された「輪之内町情報モラル宣言」をもとに、ネットやスマートフォン等を安全に正しく利用するために守るべきルールや問題への対処法等、情報モラルを身に付けられるように指導します。
- ◎ 生成 AI を学校教育の中で活用するメリットとして、「授業準備の効率化が図れる」「指導者・学習者とも多様な情報源が活用できる」などが挙げられます。今後、これらのメリットが生かされるよう、国のガイドラインや生成 AI ツールの利用規約を遵守しながら、効果的な利活用を推進していきます。

#### 4. 教員の ICT を活用した指導力や授業力を高めるための支援体制の充実

ICT を活用し、子どもたちの情報活用能力を高めていくために、教員の ICT 活用指導能力や授業力を高めるための支援体制の充実を図ります。

- ◎ ICT 活用推進担当者研修会(輪之内町 ICT 活用部会)を町教委の研修として定期的に位置付け、研修と実践のサイクルが密になるようにします。
- ◎ ICT 活用推進担当は、授業提案、教材作成、ICT 機器準備など、授業に直接関わる支援を充実させます。また、校内研修においては、各学校や個のニーズに応じた支援をします。
- ◎ 定期的に教員の ICT 活用指導力と活用方法を含めた活用率の調査を行い、その変化や問題点に対して適切な支援、助言、指導を行います。

#### 5. 校務の情報化を通じた個人情報の確かな管理と校務の負担軽減

統合型校務支援システムの運用を継続し、個人情報管理機能を活用した情報セキュリティの向上と校務の負担軽減に努めます。

- ◎ 児童生徒の個人情報及び個人情報を含む文書等を校務用サーバーで一元管理するとともに、データ管理をマニュアル化し、各学校においてマニュアルの徹底を図ります。
- ◎ 共有フォルダ、グループウェア、指導案や資料等、町内の情報共有を安全かつスムーズに行えるようにすることで、校務の効率化を図り、時間的なゆとりを生み出します。

## 第4章 計画の推進体制等

### 1. 情報化推進のための組織

輪之内町教育情報セキュリティポリシーの策定、見直しを行い、情報化推進の組織を明確にします。学校の情報化推進のための校内の組織として、ICT 機器の管理運用や情報セキュリティなどに係る情報管理担当と、授業提案、教材作成、協働学習支援ツールなど、ICT 利活用に係る ICT 活用推進担当を各学校職員の中で充てます。

<情報化推進のための具体的な業務>

- ・情報化に関する教職員への意識付け
- ・校内における情報化のマネジメント体制の整備
- ・授業での ICT 活用や情報教育に関する指導計画の策定・実施
- ・校内における機器・システムの提案、整備、活用

- ・校内における情報セキュリティ確保の体制整備・運用
- ・学校ホームページの運用などによる情報発信・共有
- ・情報化に関する校内研修の実施
- ・児童生徒用1人1台端末の管理

## 2. ICT支援員による支援体制の整備

2024年度からは、ICT担当主任指導主事やICT支援員が各校を巡回し、技術的なサポートや授業支援を行っていきます。

## 3. プログラミング教育の推進体制

2020年度から小学校で必修となったプログラミング教育を発達段階に合わせて計画的に行っていく、プログラミング的な思考力（論理的思考力・問題解決力）を高めていきます。

また、児童がブロック言語（※ブロックを組み合わせるように命令をつくることにより、簡単にプログラミングができる言語）によるプログラムを作成しコンピュータ画面上で動きを再現することにより、プログラミングの知識や技能等を身につける学習活動を実践していきます。

## 4. 情報モラル教育の充実

小学校学習指導要領解説の総則編では、情報モラル教育について、「携帯電話・スマートフォンやSNSが子供たちにも急速に普及するなかで、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、インターネット上の犯罪や違法・有害情報の深刻化、インターネット利用の長時間化等を踏まえ、情報モラルについて指導することが一層重要」と記されています。

これらの状況から鑑みても、情報モラル教育を充実させていく必要があります。具体的には、情報発信による他人や社会への影響について考える学習活動、ネットワーク上のマナーやルールについて考える学習活動、情報には誤った危険なものもあることを考える学習活動、情報機器の利用による健康との関わりについて考える学習活動などを通じて、児童生徒に情報モラルを身に付けさせていきます。これらの指導は、道徳科や特別活動などの授業だけでなく、生徒指導とも連携を図りながら実施してきます。

5. ICT 環境整備計画

ICT 機器	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
大型提示装置・電子黒板	全普通教室 特別教室 小：各 1 台 中：3 台	特別教室用大 型モニター更 新			
普通教室用 電子黒板システム	中：機器更新 小：整備済				
大型提示装置用スクリー ン	全小中学校整 備済				
実物投影装置	整備済				
学習者用コンピュータ (タブレット端末) 予備用も含む	整備済	更新（県の共 同 調 達 で iPad を購入）			
指導者用コンピュータ (各普通教室)	町内全学級分 iPad を整備	Windows 端末 を更新（全職 員分 iPad を 整備）			
無線 LAN	全小中学校機 器更新				
校務用コンピュータ	整備済	全職員分更新 (windows11)			
有線 LAN	整備済				
学習用サーバー	更新				
校務用サーバー	更新				
輪之内町小中学校セキュ リティサーバー (教育委員会に設置)	整備済	更新			
ソフトウェア	統合型校務支 援システム： 整備済		現システム 2026.8.31 契約期 間終了 9 月より県統一の 新システムへ		
	デジタル教科書 学習者用 指導者用 小購入（教科書 改訂のため）	随時更新			小購入（教科書 改訂のため）
	授業支援ソフト Sky Google Workspace for Education 整備済み	ロイロノートに 更新			
		中購入（教科書 改訂のため）			